

議案第5号 交野市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づく、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進を図るため、交野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の所掌事務を追加等するもの。

2. 条例改正の主な内容

（1）所掌事務の追加（第2条関係）

交通会議の協議事項に、活性化再生法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の策定及び変更並びに実施に関することを追加

（2）組織構成の変更（第3条関係）

交通会議の委員構成に活性化再生法第6条第2項に基づく委員を追加

3. 施行期日

令和7年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年3月定例会

議案の 件名	議案第5号 交野市地域公共交通会議設置条例の一部を改 正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく、地域旅客運 送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生 の推進を図るため、交野市地域公共交通会議の所掌事務を追加等するもの。		大阪府下では、堺市、池田市、箕面市、豊中市、能勢町、豊能町、吹田市、 摂津市、寝屋川市、東大阪市、八尾市、富田林市、河内長野市、太子町、河 南町、千早赤阪村、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、阪南市で実施。				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
市内バス路線の市内完結路線の廃止を受け、持続可能な市民の移動手段の 確保が求められている。						
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
路線バスの利用者の減少や運転士不足など地域公共交通の取り巻く環境が 厳しくなる中で持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保していく必要 がある。 そのために、交野市地域公共交通会議設置条例において、従来からの審議 内容に加えて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく、 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性 化及び再生の推進を図るため、地域公共交通計画の策定等の所掌事務を追加 するなど、所要の改正を行うもの。		まちづくりの目標	目 標	4 みんながつどい交流し、活力が生まれるまち		
		政策分野または経営方針	分野・方針	1 9 道路・公共交通		
		施策	施 策	2 公共交通の維持・継続		
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）				
			計画名称			
			策定年度			
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）			計画期間			
		〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日		
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		都市まちづくり部	都市まちづくり課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表 他		

交野市地域公共交通会議設置条例（令和5年条例第6号）新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、<u>地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づく地域旅客運送サービス（同法第1条に規定する地域旅客運送サービスをいう。）の持続可能な提供の確保に資する地域公共交通（同法第2条第1号に規定する地域公共交通をいう。）の活性化及び再生の推進を図るために必要となる事項を協議するため</u>、交野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 活性化再生法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の策定及び変更並びに実施に関すること。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する<u>ため</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____、交野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第</u></p>

新	旧
4条の2及び活性化再生法第6条第2項に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 3 (略)	9条の3第1項及び第2項 _____ に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 3 (略)